

山口県立大学法人化準備委員会（第3回）の審議要旨

- 1 日 時 平成17年6月16日（木） 13:30～15:30
- 2 場 所 山口県庁共用第2会議室
- 3 出席者 西村亘委員長、青木邦男委員、岩田啓靖委員、本廣正則委員、瀬村則夫委員、
藪本知二委員、横道清孝委員
- 4 審議事項
 - (1) 学長選考方法について
 - (2) 定款（案）について
 - (3) 中期目標について
 - (4) 評価委員会について

学長選考方法について

委員	委員長	事務局
----	-----	-----

今回、事務局から提案された学長選考の修正案は、学長選考会議の権限の担保と学内意向の反映に配慮しているが、学長選考会議の権限の方に著しくウエートが置かれている。学長は、理事長・学長一体型で強力な権限を持つことになるが、本学のような小さな大学であれば、学長は学内の支持があって適正迅速な大学運営が可能となると考えている。今回の修正案では、「教員は10名以上の連名による推薦をする」とあるが、教員が何らかの形で理事長・学長の決定過程に関与する方が良いと考えている。

県立大学は規模が小さく、他の大きな大学と比べて機動性は高いが、構成員である教職員が組織的に関与し、決定しないと、物事が進まない現実がある。

前回事務局から示された国立大学の事例では、学内意向投票があるなど学内意向の反映にウエートが置かれていた。大学が「知の拠点」を掲げるのであれば、民主的な理念を担保するためのシステムとして、理事長選考過程で職員の意向選挙をやるべきである。

学校という共同体のキャプテンは、選考方法にかかわらず、そのチーム全体の支持を受けていくべきであり、受けることが望ましいと考えている。ただ、県立大学は、小さな大学でお互いに顔の見える規模ということもあり、投票という選考方法を選択すると、大学の中の統合力が空洞化し、派閥化・敵対化していくことも考えられる。

今回提案された事務局の修正案は、学内意向と理事長選考会議のバランスがとれており、この形ならば、受け入れても良いと考える。

学長選考会議のメンバーが、一番ふさわしい人を自らの見識で選ぶということは、当然のことだと思っている。そういうことから判断すると、今回事務局が示した修正案は、大学の教育研究活動に実際に携わっている人の意見も踏まえており、なかなかよくできている。学長の選考方法が従来と同じということであれば、何のために独立行政法人化したのかが問われる。

ただし、理事長選考について、全責任を負わされたその理事長選考会議は大変な負担になるため、その負担をある程度軽くする手続、ふさわしい人物を事前にセレクトし、スクリーニングする手続が必要ではないかと思われる。その点で、今回の事務局の修正案は、経営審議会や教育研究評議会をうまく活用しており、良くできていると思われる。

今回事務局から提案された修正案は、理事長選考会議のメンバーが、経営審議会と教育研究評議会から選出され、そのメンバーが理事長を選出するということになっているが、そもそも両審議機関のメンバーは理事長が選ぶので、選考会議に理事長の意向が反映されることになる。

大学の経営がうまくいっている時は良いが、うまくいっていない時は、何らかの形で教職員が、選考過程に参画することで、チェック機能が果たせるのではないかと考えている。

この理事長選考会議は、経営審議会と教育研究評議会から選出されたメンバーにより構成されることになっているが、両機関は、理事長が選考したメンバーが入っているため、結果的に理事長選考会議も理事長が選考したメンバーとなるのではないか。そのような体制で、新たな理事長の選考をすると考えられることから、理事長選考に関するチェック機関を設ける必要がある。経営審議会において経営感覚のある人物を候補者とし、教育研究評議会では教職員の方から選出した人物を候補者とする必要があると思われる。その上で、理事長選考会議で最終的に決定するようになるが、教職員は、その結果に従う必要があると考えている。

今委員が発言された件について、私もかなり懸念としている。特に最初の4年の任期が終わって、次の2年の任期というときには、そのような問題が生じてくると思う。そうすると、そこに対するチェック機関は、必要であると私も思う。

では、この理事長選考会議に人を推薦するときに、そこをどのようにクリアするかというと、経営審議会は、経営スタンスのしっかりした人を選出・推薦し、教育研究評議会は、教職員が本当に教育研究の立場から適任と思われる推薦者を送り込むことになり、その上で理事長選考会議において、最終的に決定してもらおう。そのとき、最終的に理事長選考会議の厳格な

討議の中で、経営審議会から推薦された者が、理事長・学長に決定すれば、教職員は、その結果について納得しなくてはならないと思う。

今の委員の意見は、今回の事務局の修正案では、解任審査請求とセットでも、まだ心配ということだと思う。教育研究評議会が推薦する際に教員の意向を反映させるため、単に10名以上の連名による推薦でという方式以外に、教員の意向をより反映させる方式を考えても良いと思う。

ある大学のように、理事長選考会議で議論する直前の段階で教職員の選挙を実施すると、理事長選考会議が形骸化するということがある。したがって、選挙というよりも、推薦という意向投票のような方式があってもいいと思う。

最終決定権が理事長選考会議にあるのは、法からみても事実であるため、学長選考におけるプロセスで学内の意向反映をどういうふうに組み入れていくのかが、課題であると思われる。については、その組み入れる方法について具体的な提案・意見をいただき、事務局案の修正案を検討したいと思う。

問題は、修正案の教員推薦のところだと思うが、教員の推薦という方法であれば、何人推薦が出てくるか分からず、教員の意思が統一化されないので、事務職員を含めるかどうかは別として、少なくとも教職員の考え方はこうだという意味を明確にするという方法を考えるべきである。

今、委員が言われたのは、教育研究評議会に出される推薦枠についての仕組みが少し考えられないかという提案だと受けとめたが、そのような理解で良いか。

いかにいい学長を選ぶかという目的の中で、教職員の投票によって満場一致で推薦者がいれば、相当影響力を持つことになるが、余り適当な人がいないということになれば、教職員の推薦者であっても、やはり経営審議会の方で推薦された候補者の方が良いということになる。したがって、両審議機関が理事長選考会議に候補者を推薦するという枠組みを前提とするのであれば、教員推薦のところに教員の意向を反映させる学内投票のようなものを組み入れても構わないと考える。

最終決定はどこまでも理事長選考会議にあるというこの制度の根幹を外さなければ、今委員が言われたような学内意向を尊重する制度設計ができるのではないかと思う。

いかに良い理事長、学長、経営者を確保するかが重要であり、選挙をしなくても教職員に満足のいくリーダーシップを維持できる制度、制度的な煩雑さを避けて、後遺症等ができるだけ残らない選択制度というものを維持して行く方が、長い目で見て、大学の平和と生産性のために良い。今、委員が言われた方式が採用されても、私は大きな弊害はないと思う。

例えば、教職員の推薦が仮に1人なら、その推薦者を教育研究評議会に推薦するようになるが、教職員からの複数人の推薦が出たときには、投票によって候補者を絞り込み、教育研究評議会に推薦をするという方法が良いのではないかと思われる。そしてその推薦者を必ず教育研究評議会が、理事長選考会議に推薦するという仕組みが良いと思う。

教育研究評議会並びに経営審議会が選ぶ候補者について、現在各3名以内になっているが、各2名でいいのではないかと思う。過去の学長選挙から考慮しても、2名又は3名程度が限度という実態があり、教育研究評議会が責任を持って、候補者を選出するためにも、2名に厳選したほうが良い。そうすると、理事長選考会議には4名を上限として候補者があがってくるわけであり、教職員の意向投票結果による候補者の重みも大きくなる。

理事長・学長一体型なので、経営審議会と教育研究評議会のスクリーニングが入っているのであれば、学内で教職員から推薦又は投票された人が理事長になっても、そのウェイトは間接的になると思う。今回の法人化において、学内の教員の意向を反映される道を残しておかないといけないということを考えると、今、提案された案は良いと思う。

それでは、今までの意見の取りまとめをさせていただく。

- ・ 理事長選考会議は、現在の地独法の上で最終決定権者であることから、大変な責任があると同時に選考会議の負担軽減も必要だということ。
- ・ 学内意向の尊重方法は必ずしも直接的選挙でなくてもいいこと。

の2点を踏まえ、事務局は次の方向で、再度制度設計をお願いしたい。

事務局案にある経営審議会及び教育研究評議会からの候補者の選出は、スクリーニング的な意味もあり、これを認める。

経営審議会や教育研究評議会からの候補者の推薦については、理事長選考会議の負担軽減

減と学内意見がより反映されやすい仕組みということで「3名」を「2名」に修正する。

教育研究評議会が理事長選考会議に推薦する2名のうち1名は、必ず教職員から推薦者を含めることとし、教職員からの推薦者が2名以上ある場合は、学内選挙（投票）等により1名に絞り込む。

これに異存がなければ、本日、これを決定したい。

（委員一同、異議無し）

それでは、この方向で、決定したということで、事務局の方で再度、修正作業を行っていただきたい。

事務局から説明があった学長の解任審査請求（資料3 - 3）の件については、任意解任の審査請求ができるということで、よろしいか。

（委員一同、異議無し）

それから、設立後の最初の学長となる理事長の任期（資料4）については、前は4年ということで審議したが、県として早く大学の独立自主権を確立していただくということもあり、法人設立時の理事長・学長の任期は2年ということで再度提案を受けている。これについての意見又は見解を求める。

設立後の最初の2年間の理事長は、次の6年間に候補者として成り得るのか。

成り得ると考えている。

理事長・学長の任期については、当初の案よりも修正案の方が良い。修正案の2年で、できるだけ早く本来の手続によって選出された理事長・学長のもとで大学を運営していった方が良い。

法人設立当初は、設立者である知事が、理事長・学長を任命することになっているが、その期限を一番短いと思われる2年にした意味は、今委員が言われた可能な限り短期間にするというのが、本来の趣旨ではないかと思う。それでは、この事務局の修正案でよろしいか。

（委員一同、異議無し）

定款（案）について

定款の記載等については、これまでの制度設計案を前提に文書化した。事務局（案）で了承いただければ、最終的にこれから国との協議に入りたい。今回は、最終案を示し、微修正等を行っていきたい。

資料5 - 4の第10の職員による「解任請求」は「解任審査請求」にした方が良い。

委員のご意見がなければ、そのように修正する。これ以外の項目の意見等については、事務局と別途連絡をとるという手段を残すことを前提として、事務局案を原案どおり了承する。

中期目標について

中期目標の基本的な目標は非常に大事で、定款の目的にも入る部分でもある。ここに「住民の健康の増進や個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術」と書いてあるが、これは現在の大学の各学部・大学院をベースにしながら、次の発展形態をにらんでの目標だと思う。これで見ると、一部の学科が含まれない問題や、将来的に健康だけでいいのかという問題もワーキンググループの中で議論があったのではないかと思うが、その説明をしていただきたい。

基本的に「山口県立大学の在り方検討懇話会」の提言等を踏まえて、大学が今後、特色ある教育研究に向かっていくに当たり、看護、福祉、あるいは生活科学部栄養学科等を中心とするまとめ、それから一方で、地域文化あるいは国際文化学部等を中心とする、いわば文化というまとめ、これらを研究あるいは教育の柱にしようということである。それから、「在り方検討懇話会」でも提言された地域貢献、これらを前文としてまとめたものである。

これまで「山口県立大学の在り方検討懇話会」等の中で、議論されてきた地域貢献、その地域貢献をめざす「地域貢献型大学」というイメージをもっと出してもらいたい。

ま と め

学長選考方法については、今回の委員会で修正された内容が決定された。

- ・ 教員推薦については、推薦者が2名以上ある場合は、学内投票により、推薦者を1名に絞る。
- ・ 教育研究評議会が、理事長選考会議に推薦する者については、教員推薦者を必ず含める。
- ・ 経営審議会及び教育研究評議会は、それぞれ2名以内の候補者を理事長選考会議に推薦する。

定款(案)については、これから国と協議を行い、その結果等を踏まえて、次回委員会に、最終案を示す。

中期目標については、次回の委員会に、修正案を提出すること。

9月県議会に提案予定の評価委員会については、次回委員会に条例案の提出とどういう方々を評価委員にお願いするかという方向性を示すこと。